

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案の概要

総務部財政局税務課

項目	内容	備考																								
<p>1 改正の趣旨・必要性等</p>	<p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に鑑み、促進区域における不動産取得税及び道固定資産税の課税の特例措置を講ずる。</p> <hr/> <p>【必要性・背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に鑑み、道の基本計画に定めた集積区域において、道の承認を得た企業立地計画に従って特定事業用施設を設置した事業者に対して、不動産取得税及び道固定資産税の課税免除を行っている。 ○ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）が平成29年6月2日に公布、平成29年7月31日に施行されたことから、道の基本計画に定めた促進区域において、地域経済牽引事業の用に供するための施設を設置した事業者に対して、当該設置施設に係る不動産取得税及び道固定資産税の課税免除を行うこととするため、条例の改正が必要となった。 																									
<p>2 改正の内容</p>	<p>促進区域において地域経済牽引事業の用に供するための施設を設置した事業者に対する不動産取得税及び道固定資産税の課税免除について定める。</p> <table border="1" data-bbox="357 1133 1292 1731"> <thead> <tr> <th>改正事項</th> <th>新</th> <th>旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引用する法律名</td> <td>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律</td> <td>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律</td> </tr> <tr> <td>対象区域</td> <td>道の基本計画に定められた促進区域</td> <td>道の基本計画に定められた集積区域</td> </tr> <tr> <td>対象事業者</td> <td>地域経済牽引事業計画について道の承認を受けた者</td> <td>企業立地計画について道の承認を受けた者</td> </tr> <tr> <td>対象業種</td> <td>業種指定なし</td> <td>製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学研究所</td> </tr> <tr> <td>対象施設</td> <td>経済産業大臣の確認を受けた地域経済牽引事業の用に供するため設置する施設</td> <td>道の承認を受けた企業立地計画に従って設置する施設</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>課税免除</td> <td>課税免除</td> </tr> <tr> <td>道固定資産税</td> <td>課税免除（3年間）</td> <td>課税免除（3年間）</td> </tr> </tbody> </table>	改正事項	新	旧	引用する法律名	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	対象区域	道の基本計画に定められた促進区域	道の基本計画に定められた集積区域	対象事業者	地域経済牽引事業計画について道の承認を受けた者	企業立地計画について道の承認を受けた者	対象業種	業種指定なし	製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学研究所	対象施設	経済産業大臣の確認を受けた地域経済牽引事業の用に供するため設置する施設	道の承認を受けた企業立地計画に従って設置する施設	不動産取得税	課税免除	課税免除	道固定資産税	課税免除（3年間）	課税免除（3年間）	<p>第17条 第18条</p>
改正事項	新	旧																								
引用する法律名	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律																								
対象区域	道の基本計画に定められた促進区域	道の基本計画に定められた集積区域																								
対象事業者	地域経済牽引事業計画について道の承認を受けた者	企業立地計画について道の承認を受けた者																								
対象業種	業種指定なし	製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学研究所																								
対象施設	経済産業大臣の確認を受けた地域経済牽引事業の用に供するため設置する施設	道の承認を受けた企業立地計画に従って設置する施設																								
不動産取得税	課税免除	課税免除																								
道固定資産税	課税免除（3年間）	課税免除（3年間）																								
<p>3 施行期日</p>	<p>公布の日から施行し、平成29年9月29日から適用する。</p>																									